

道路区域明示及び土地境界確定協議に伴う手続きについて（予定）

本市が管理する道路に隣接する土地の所有者が、道路の区域明示を必要とするときは、道路区域明示の申請をしてください。また、道路の用に供する用地との境界確定を必要とするときは、土地境界確定協議の申し出をしてください。

【道路区域明示・土地境界確定協議の流れ】

◆申請

申請人は「【見本】様式第1号 道路区域明示申請書・土地境界確定協議申出書」に必要事項を記入し、「添付書類」を揃えたうえで受付窓口へ提出してください。

・道路区域明示

申請時に1筆につき手数料1,800円を徴収します。

・土地境界確定協議

土地境界確定協議の手数料は無料

（注）土地境界確定協議申出書を提出する際には、現況実測平面図の添付が必要となります。

〔受付窓口〕 大阪市建設局総務部測量明示課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル1TM棟6階



◆測量及び協議

・道路区域明示

本市にて測量を実施します。

道路区域明示図（参考図等）を提示します。

・土地境界確定協議

土地境界確定協議線について参考図や境界査定資料等を提供しますので、資料をもとに境界調査、追加測量を実施してください。

測量した結果をもとに本市担当者と調整していただき、土地境界確定協議図（案）を作成してください。

※ただし、道路区域線と土地境界線を両方申請した場合、各境界が同一線で確定する時は、協議により本市が作成する道路区域明示図に土地境界確定協議線を載せて表示することができるため、土地境界確定協議図の提出は不要となる場合があります。



◆境界確定

協議がととのえば境界が確定し、次の書類が確認できれば手続きに移ります。

・道路区域明示・土地境界確定協議

【見本】様式第3号 道路区域承諾書・土地境界確認書「申請地用」の確認

【見本】様式第4号 道路区域承諾書・土地境界確認書「関係地用」の確認



◆図面の作成及び提出

・道路区域明示図

大阪市にて作成します。

・土地境界確定協議図

申請人により作成していただき、必要書類を添えて3部提出してください。



◆明示書の交付・協議書の締結

・道路区域明示

全ての提出書類が揃ったうえで、道路区域明示書を1部交付し完了となります。

・土地境界確定協議

全ての提出書類が揃ったうえで、土地境界確定協議書を1部お渡しし締結の完了となります。